

【警察本部】

件 名	警察及び公安委員会の対応について
申立概要 【受理 25.3.19・25】	① 110番通報し、パトカーの出動を要請したにもかかわらず、複数の警察官がバイクで出動したこと等については、燃料費の不適正使用ではないか。 ② 他人とトラブルになった際の被害届を高野交番及び下鴨警察署で受理されなかったこと。また、京都府公安委員へ直接苦情申立てができないのは、おかしいのではないか。
確認事項 【通知 25.5.30】	① 110番通報の前に、申立者からの電話により、中京警察署から複数の交番員が現場急行されており、パトカー出動の必要性はないと判断し、交番員だけで対応されたものです。 ② 被害届が受理されなかったことについては、被害申告に基づく調査の結果、被害事実（暴行）がなかったため、受理されなかったものです。また、府公安委員に対しては、文書により苦情申立てが可能であることを確認しました。